

トピックス…③

家族経営協定締結農家数は増加傾向 — 令和4年家族経営協定に関する実態調査 —

農林水産省経営局は令和4年12月9日、同年3月31日現在の家族経営協定締結農家数等について調査した結果を公表した。農業従事者の高齢化と農業経営体数の急激な減少が進行する近年、家族経営協定の締結をきっかけとして、世帯員が主体的に農業経営に参画し、意欲と能力を存分に発揮できる環境が整備され、経営が次世代にスムーズに継承されることが期待されている。

1. 家族経営協定締結の目的

現在の家族経営協定という言葉は、平成5年に生まれたと言われており、同7年には農林水産省の構造改善局長・農蚕園芸局長通達「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」にも盛り込まれた。制度的には、家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者について、①認定農業者の共同申請ができる、②農業者年金保険料に一定割合の国庫補助が受けられる等の特典がある。

わが国の農業は、大規模農業法人の台頭が顕著であるが、未だ家族単位で農業を営む家族経営が大宗を占めている。家族農業経営は、家族だからこそその優れた点がたくさんある一方、経営と生活の境目が明確でなく（ワーク・ライフ・バランスの不確立）、各世帯員の役割、労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちである。

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、世帯員相互の十分な話し合いに基づき取り決めるものである。そして、世帯員全員で協定を実行し、必要に応じて内容を見直し、農業経営の継続につなげていくものである。

2. 家族経営協定締結の農家数

家族経営協定の締結農家数は、普及指導センター等が把握している家族経営協定を文書により締結している農家数である。

家族経営体数が減少する中でも家族経営協定の締結農家数は増加傾向にあり、令和4年の締結農家数は過去最多を更新した。令和4年3月31日現在の締結農家数は全国で59,515戸となり、前年に比べ353戸（0.6%）増加した（図1参照）。

都道府県別みると、北海道（5,314戸）、熊本県（3,960戸）、栃木県（3,952戸）、長野県（3,176戸）、茨城県（2,985戸）、福岡県（2,616戸）の順で締結農家数が多い。前年からの増加数をみると、宮崎県（116戸、5.5%増）、愛知県（66戸、3.9%増）、栃木県（61戸、1.6%増）、千葉県（58戸、2.8%増）、長野県（54戸、1.7%増）、岩手県（45戸、2.2%増）の順に多くなっている。

3. 家族経営協定締結の理由等

令和3年度中に締結した協定（新規締結又は内容の見直し等により再締結したもの。以下同じ。）の取決め内容として多かったものは、「農業経営の方針決定」（94.4%）、「労働時間・休日」（94.0%）、「農業面の役割分担（作業分担、簿記帳等）」（88.4%）、「労働報酬（日給・月給）」（74.1%）などとなっている。とくに、「農業面の役割分担」という取決め内容は前年より7.9ポイント増加した（表1参照）。

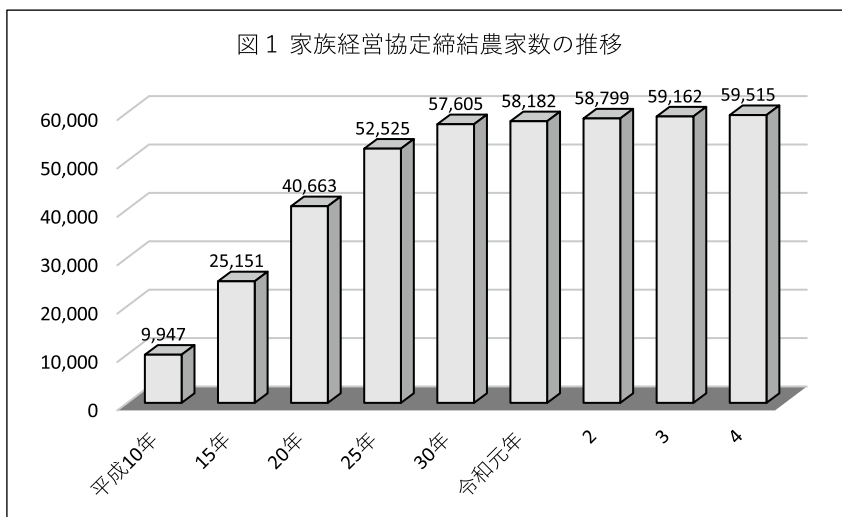
令和3年度中に締結した協定の締結理由として多かったものは、「親世代からの経営継承のため（経営主の世代交代）」（27.9%）、「新規就農（結婚就農、前職退職等を含む）」（18.3%）などとなっている。前年と比較すると、「親世代からの経営継承のため」という理由は5.5ポイント増加したが、「新規就農」は2.7ポイント減少した（表2参照）。

令和3年度中に締結した協定の締結時の主な支援先等として多かったものは、「市役所職員」（62.3%）、「普及指導員等（都道府県）」（25.4%）、「農業委員」（19.9%）、「農協指導員等」（13.9%）などとなっている。とくに、「市役所職員」という支援先等は前年より4.3ポイント増加した（表3参照）。

4. 酪農経営における家族経営協定締結事例

（1）新たな世代を加えてより充実した協定を締結（岡山県の事例）

当牧場では、父親から現経営主へ経営移譲する機会に、家族内の役割分担を明確にしようと思っていたところ、



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（以下同じ）

注）平成10年は8月1日現在、平成15年以降は3月31日現在。

表1 家族経営協定の取決め内容（複数回答）

単位：％

取決め内容	令和2年度	令和3年度	増減
農業経営の方針決定	96.1	94.4	▲ 1.7
労働時間・休日	94.3	94.0	▲ 0.3
農業面の役割分担（作業分担、簿記帳等）	80.5	88.4	7.9
労働報酬（日給・月給）	72.5	74.1	1.6
収益の配分（日給・月給以外の利益の配分）	67.0	66.3	▲ 0.7
経営移譲（継承を含む）	59.6	57.1	▲ 2.5
労働衛生・健康管理	—	45.6	—
生活面での役割分担（家事・育児・介護）	42.6	42.3	▲ 0.3

表2 締結の理由（複数回答）

単位：％

締結の理由	令和2年度	令和3年度	増減
親世代からの経営継承のため （経営主の世代交代）	22.4	27.9	5.5
新規就農 （結婚就農、前職退職等を含む）	21.0	18.3	▲ 2.7
定期的な見直しのため （年1回見直すこととしている等）	13.3	15.6	2.3
農業者年金への助成のため	11.6	8.4	▲ 3.2

表3 締結の主な支援先等（複数回答）

単位：％

主な支援先等	令和2年度	令和3年度	増減
市役所職員	58.0	62.3	4.3
普及指導員等（都道府県）	24.4	25.4	1.0
農業委員	22.9	19.9	▲ 3.0
JA指導員等	15.6	13.9	▲ 1.7
農業者等（先に締結した同業者）	6.4	5.5	▲ 0.9

周りから「家族経営協定を締結して、給料や役割分担を決めてよかった」という話を聞き、平成21年に最初の家族経営協定を締結した。その後、現経営主の息子が就農して、新たなメンバーが加わることになり、家族経営協定の内容を見直すために令和2年に再締結を行った。

取決めの概要は次のとおりである。

- 1) 資金計画、作付計画、施設・機械の導入、経営規模などの経営方針は家族全員が協議して決定する。
- 2) 家族全員が協議した上で、長期的な経営計画や毎年の年次計画を作成する。具体的な作業分担については随時ミーティングを行い、話し合いにより変更できる。
- 3) そのほか明記した内容は、①家事全般、育児・教育について、複数人での分担、②給料の個人口座への定期的振り込みや、1人あたり休日の目安、③作業体系や資産管理など経営移譲についてである。
- 4) 家族で共有したい情報はホワイトボードに記入して確認する。ヘルパー導入日は父母の休日にあてるなどを取り決め、日常の意思疎通や健康への配慮についても明文化した。

家族経営協定を締結することで、現経営主夫婦は農業経営改善計画認定申請書の共同申請を行い、認定農業者に認定された。また、家族の役割分担が明確になり、作業が円滑に進むようになった。

- (2) 夫婦で取り組む100年後も続く酪農に挑戦（富山県の事例）

当牧場の経営理念は、「100年後も酪農が続くように、

乳牛の幸せを考えよう、酪農を伝えよう、おいしい生乳を生産しよう。」であり、酪農を営む上で、充実した日々を過ごし、健康で明るい経営と生活を築くため、家族経営協定を締結した。

経営主夫婦は共に大学で畜産を専攻しており、妻は家畜人工授精師の資格を持つなど、技術面で互いの信頼は非常に厚い。現在の役割分担は、経営及び農作業全般を夫が、家事・記帳・牧場環境整備を妻としているが、役割分担は固定化せず、いざという時は家事も仕事も互いに対処できるようにしている。また、経営責任者は対外的には夫であるが、経営方針、経営計画の策定、融資などさまざまな方針決定は、二人で十分話し合っている。

酪農は、朝、夕の搾乳作業、日中は給餌等多くの作業をこなす必要があり、併せて育児や家事もあるなかで、家族経営協定を締結することにより役割分担が明確になり、作業が効率化し、仕事と生活のメリハリができ、忙しい中にも地域活動への参画が可能となっている。

例えば、地域住民を対象とした分娩観察会や搾乳体験会の実施、富山県が実施している中学2年生を対象とした職場学習事業『14歳の挑戦』の受け入れ、酪農教育ファームとしての活動、さらには県内外の若手農業者との交流など、活動の幅は年々広がっている。また、認定新規就農者として共同申請をし、夫婦で経営目標の共有化や合理化が図られたことによって順調に経営が行われており、家族経営協定の締結がその一翼を担っている。